

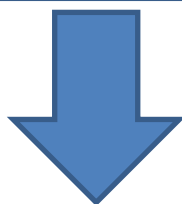
現場代理人の常駐義務の緩和の拡大について

平成30年6月1日より、本市発注工事における現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和を拡大いたします。

○緩和拡大の内容

【平成30年5月末日までの取扱】

- ・ 請負金額 130 万円未満の工事は、原則常駐を求めない。
- ・ 請負金額 130 万円～3,500 万円（建築 7,000 万円）未満の工事は本市発注の工事に限り 2 件まで兼任可能。
- ・ 請負金額 3,500 万円（建築 7,000 万円）以上の工事の現場代理人は専任とする。



【平成30年6月1日からの取扱】

- ・ 請負金額 500 万円未満の工事は、原則常駐を求めない。
- ・ 請負金額 500 万円～3,500 万円（建築 7,000 万円）未満の工事は本市発注の工事に限り 3 件まで兼任可能。
- ・ 請負金額 3,500 万円（建築 7,000 万円）以上の工事の現場代理人は専任とする。

※常駐義務の緩和要件に該当する場合でも、工事内容等により仕様書等で現場代理人の常駐を求める場合がありますので、ご注意ください。

※「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」をご確認ください。